

東海旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則の一部改正（療育手帳の様式追加に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(知的障害者)	(知的障害者)
<p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p>	<p>第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。<u>以下「事務次官通知」という。</u>）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。</p>
<p>(注) 療育手帳の様式は、次の<u>とおりとする。</u></p>	<p>(注) 療育手帳の様式は、次の<u>各号のとおりである。</u> <u>(1) 事務次官通知により示された様式</u></p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="206 577 609 1098"> <p>(表紙)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>療育手帳</p> <p>〇〇〇県（市）</p> </div> </div> <div data-bbox="654 577 1057 1098"> <p>(1ページ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">写真（縦4cm 横3cmで脱糊して上半身を 写したもの）</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第 号 </div> <p>平成 年 月 日交付</p> <p>氏 名</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> { 明治 大正 昭和 平成 } 年 月 日生 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> 〇 〇 〇 県（市） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">印</div> </div> <p style="text-align: center;">- (1) -</p> </div> </div> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">（大きさは、日本工業規格B列7番とする）</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1191 577 1594 1098"> <p>(表紙)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>療育手帳</p> <p>〇〇〇県（市）</p> </div> </div> <div data-bbox="1639 577 2042 1098"> <p>(1ページ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">写真（縦4cm 横3cmで脱糊して上半身を 写したもの）</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第 号 </div> <p>平成 年 月 日交付</p> <p>氏 名</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> { 明治 大正 昭和 平成 } 年 月 日生 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> 〇 〇 〇 県（市） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 5px;">印</div> </div> <p style="text-align: center;">- (1) -</p> </div> </div> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">（大きさは、日本工業規格B列7番とする）</p>

現行

【表紙面】

本人			
姓	氏 名		
住所			
生	性別		
年			
次			
電話番号		郵便番号	
氏 親 等			
氏 名	姓 名	姓 名	電 話
住 所			

— 表紙面 —

【裏紙面】

● この手帳の両面裏の「A」「B」の部分は、障害の程度が不明なため、「A」は重症、「B」は軽度と見做すものとします。

● 認定、判定、移行判定などの判断結果を写真撮影で取り出すには、写真撮影時にこの手帳を提示するとともに、写真中も必ずこの手帳を写すものとします。

● 申請を提出したことが必ず必ずで申請の記録簿に記載された「次の判定年月」までに判定結果が通知されるものと見做すものとします。

— 裏紙面 —

(以下略)

改正

【表紙面】

本人			
姓	氏 名		
住所			
生	性別		
年			
次			
電話番号		郵便番号	
氏 親 等			
氏 名	姓 名	姓 名	電 話
住 所			

— 表紙面 —

【裏紙面】

● この手帳の両面裏の「A」「B」の部分は、障害の程度が不明なため、「A」は重症、「B」は軽度と見做すものとします。

● 認定、判定、移行判定などの判断結果を写真撮影で取り出すには、写真撮影時にこの手帳を提示するとともに、写真中も必ずこの手帳を写すものとします。

● 申請を提出したことが必ず必ずで申請の記録簿に記載された「次の判定年月」までに判定結果が通知されるものと見做すものとします。

— 裏紙面 —

(以下略)

(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成 27 年 11 月 18 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡) により示された様式

療育手帳 ○○県(市) 第 号	
交付	再交付
氏 名	生 性別
住所	住所
保護者氏名	続柄
住所	
障害の程度(総合判定)	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
航空割引	
判定年月日	判定機関
合併障害	身体障害 級
次の判定年月	

写真
2.7
× 2 cm

公印
1.2 ×
1.2 cm

5.4 cm

8.5 cm

(以下略)

附則

この通達は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。